

## 平成17年度 第1回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成17年7月21日（木）午後6時00分～7時00分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範、矢吹徹雄、酒井哲夫、村上岑子

[事務局] 総務部長、総務部参事（文書・統計担当）、文書・統計主査（2名）

介護保険課長、学校給食センター長

傍聴者 1名

議 題 【諮問】

（1）要介護認定支援ネットワークシステム（オンライン結合）による厚生労働省への介護認定情報の提供について

（2）児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 各諮問における説明資料
- ・ 平成17年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料…資料1

### ○開会、委嘱状交付、市長挨拶

【藤田参事】ただいまより平成17年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。開会にあたり市長よりご挨拶を申し上げます。

【田岡市長】皆さまにおかれましては、本当にお忙しい中、わざわざ石狩市にお出でいただきましてありがとうございます。また、今日委嘱状を交付させていただきましたが、新たに、村上先生におかれましては、よろしくお願ひいたします。

まず、開会にあたりましてお詫びを申し上げます。年度が明けてから随分経ちまして、開会が延びましたことをお詫び申し上げます。この4月から個人情報保護法を中心とする関係5法が施行され、従来、個人保護法制は地方が先行しておりましたが、現実に「法」の施行と私どもが、従来「これでよし」としていたところと若干考え方を異にするというか、見直しをしなければならない状況も生じてまいりました。

一つ目は、介護認定情報の提供ということで、平成12年から介護保険法に基づくシステムが動きまして、準備段階から、このシステムで国とオンライン化を図つておりましたが、被保険者番号が付されておらないということで、私どもは個人情報に当たらないと認識をさせていただいた訳ですが、他の情報と容認と照合できないということからそのような考え方になった訳ですが、しかし保護から考えますとこの点については十分ご審議をして頂いて、きちんとした位置づけをしておかなければ

ればならないということで、本日の諮問案件とさせていただきました。また、併せて、児童生徒情報の学校給食収納管理業務への利用の問題につきましても、学校給食は学校教育の一環であるという考え方の基に、この情報の活用ということが目的外という問題を含めて、教育という一括した概念の中で、すべて目的内の利用とすることは、個人情報保護の精神からしても議論があるのではないかとういうことを含めて今回併せてご審議を願うことになりました。

市といたしましては黒か白かという意味では灰色ということで、審査会の中でご議論いただいて、職員を含め同じ意志の基にこれから行政の中で考えていきたいのでよろしくご審議していただきたいと思います。

#### ○会長・副会長選任

【藤田参事】 市長は所用がございますので、これで退席させていただきます。

これより委員の紹介をさせていただきます。

向田直範様、北海学園大学法学部教授で、この度、再任でございます

矢吹哲雄様、矢吹法律事務所所長で弁護士、この度、再任でございます。

酒井哲夫様、税理士をされておられます。この度、再任でございます。

村上岑子様、人権擁護委員をなされております。この度新任でございます。

本日、欠席をされておられますが、植松美由紀様、株式会社FM北海道に勤務なされております。この度、再任でございます。

続きまして正副会長の選任の件ですが、選考についてご意見を受け賜りたいと思います。

【白井部長】 私の方から申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局の考えといたしましては、会長に向田直載様、副会長に矢吹哲雄様ということでお願い申し上げたいのですが、如何でしょうか。

(異議なしの声あり)

【白井部長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります前に、この度、新任の委員もおかれますことから、事務局を担当する者をご紹介させていただきます。担当所管につきましては、総務部に総務部参事（文書・統計担当）という部署がございまして、その参事の藤田です。担当主査の西澤です。同じく主査の一ノ瀬です。この3名が、当審査会の担当となりますので、よろしくお願ひいたします。なお、総務部長の白井につきましては、引き続き担当させていただきます。

#### ○会長挨拶

【向田会長】 お忙しいところありがとうございました。第3次の審査会ということで、この度、会長を仰せつかりました。過去6年間やってまいりましたが、皆さ

ま方のご協力によりまして大過なくやってまいりました。今後ともご協力の程どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

### ○議事

【藤田参事】本日は、「要介護認定ネットワークシステム（オンライン結合）による厚生労働省への介護認定情報の提供について」と「児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について」の2件の諮問案件についてご審議をいただきます。

また、その他の報告事項として、「平成16年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について」ご報告をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

【向田会長】それでは、市長からの諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

= 諮 問 =

石介護第 118 号  
平成17年7月21日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向田直範 様

石狩市長 田岡克介

「要介護認定支援ネットワークシステム（オンライン結合）による厚生労働省への情報提供について（諮問）

介護保険制度につきましては、平成12年4月1日からの本格的な制度運用を開始すべく、その準備行為として平成11年10月から要介護認定の業務を行ってまいりました。

要介護認定は、コンピューターが行う一次判定と、認定審査会が行う二次判定で構成され、一次判定につきましては、厚生労働省が構築した「要介護認定支援ネットワークシステム」に一体的に組み込まれた「認定ソフト」により行うものとされていることからも、このネットワークシステムとのオンライン結合は、迅速かつ正確な要介護認定業務を行う上で必要不可欠なものとなっております。

つきましては、介護保険法第197条の規定に基づき、厚生労働省に下記の介護認定状況のデータを送信する必要がありますことから、石狩市個人情報保護条例第11条第2項

の規定により諮詢いたします。

記

認定支援センタ送信情報

別 紙

認定支援センタ送信情報（別紙）ということでそれぞれ記載の内容のものであります。

次に2件目であります、「児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について」であります、

石教給第 29 号  
平成17年7月21日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向田直範様

石狩市教育委員会  
教育長 四宮克

児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について（諮詢）

学校給食センターでは、1日に5, 260食の学校給食を児童・生徒及び教職員に提供しており、その食材の購入に要する費用については、学校給食法第6条第2項の規定に基づき保護者などが学校給食費として負担をしており、これらの収納管理については、学校給食センターにおいてコンピューターにより管理しております。

毎年、新入学児童（平成17年度511名）及び保護者の氏名、住所などを記載した個人情報に基づき「生徒マスター」の作成を情報処理業者に委託し、これに基づき保護者より「学校給食費を支払うための金融機関の届出」を求め、また、学校給食センターにおいて「毎月の収納状況の管理」及び「滞納者に対する支払の催告」の業務を処理するために当該個人情報が必要となります。

つきましては、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定により諮詢いたします。

【向田会長】事務局の方からこの諮詢内容、資料等について説明願います。

【藤田参事】事前の送付されております書類を確認させていただきます。まず議案であります。会議次第、表紙から始まりまして、「要介護認定支援ネットワークシステム（オンライン結合）による厚生労働省への介護認定情報の提供について」の諮詢案とその説明資料。

2件目でございますが、「児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について」の諮詢案とその説明資料。

最後に11ページになりますが、平成16年度における情報公開・個人情報保護

制度の実施状況でございます。

なお、お送りした資料の中で、従前諮詢し、答申をいただいて改正を行った個人情報保護制度に係る関係条例・規則をお配りしております。

厚い資料になっておりますが、個人情報保護条例の逐条解説についてあらかじめお送りさせていただいたところでございます。

続きまして、諮詢内容及び資料説明に入ります前に、本日の審議の順番について私の方からご説明を申し上げたいと思っております。

「要介護認定支援ネットワークシステム（オンライン結合）による厚生労働省への介護認定情報の提供」につきましては、介護保険課長よりご説明いたします。

次に、「児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務の利用」については給食センター長よりご説明いたします。

【澤田課長】私、介護保険課長の澤田と申します。今日はよろしくお願ひいたします。今回、諮詢いたしました認定支援センター送信情報の個人情報保護の関係につきましては、お手元の2ページからあります要介護認定を行う基となりますコンピューターの1次判定の調査結果項目が、2ページから7ページまで、255項目の情報を厚生労働省に送信するという内容です。この内容につきましては、要介護認定は厚生労働省がコンピューター判定を行う上で作ったソフトで、認定支援ネットワークの中に組み込まれております。この情報ソフトが配布されたのが、平成11年の8月、9月に配られまして、実際の要介護認定というのが平成11年10月から半年間かけて、介護保険制度が平成12年4月から始まりますので、その半年間まず行って、それからまた順次平成12年から行っております。

この判定結果については、1次判定が未成熟ということもありまして、この判定内容を全部、国に送り返す。ただし、保険者番号、石狩市のデータであることには変わりはないけれど、個人の名前、さらには被保険者番号は一切伏せて送信する。そうすることによって個人情報は防げたと私どもは考えております。国ではこれを基に何をしたかというと、いわゆる検証行為と市町村別、都道府県別の認定結果の差異などを統計的に処理するために使い、また欠陥的なものが見つかれば、それについては次の1次判定のステップアップに使うというために、これだけの調査項目の情報を送り返すように介護保険法の197条で報告を求めることができるという条文があります。それでこの条文に基づきまして、国からの通知で、データを送るように、197条第1項に基づいてこのデータ情報を送るようにという通達に基づいて我々は送っております。ただ、先程、市長が挨拶の中で述べましたように、当時はこの情報自体が、個人の名前、被保険者番号も伏せていたことから個人情報という認識がありませんでした。本年4月の国の法律の施行により個人情報となりえるものか否か。我々の判断の範囲を超えておりましたので、今後の取り扱いも含めて、審査会のご意見をいただきたく諮詢させていただきました。よろしくお願ひいたします。

【向田会長】ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に質問がございましたらどうぞご自由に…。

保険者コードでは、個人というのは、直接的であれ、間接的であれ、特定されない訳ですか。

【澤田課長】保険者というのは市町村を指し、012351は、石狩市のコードで、石狩市から提供されたということはわかるが、被保険者コード、被保険者番号ということで個人の番号は送信しておりません。

【矢吹副会長】送信した情報だけからだけでは、個人は特定できないですね。

【澤田課長】そのように認識しておりました。ただ、今回、国は如何なる方法をもってというその辺のことが、我々が送った情報が何かしらの別様のソフトがあつて、国がそれを開くことと結合することによって…。我々の想像のできない範疇がある。如何なる方法というのが、どこまでかということがわからない。もし個人が特定できるとなると、とんでもないデータになる。Aさんが片足麻痺で、背中に「じょくそう」があつて、被害妄想であるという情報がすべて入っている。

もちろんこれは、独立回線の専用回線で、専用パソコンで送っている情報で、他のウイルスとかに感染することもないという形で取り扱わせていただいております。

【村上委員】こういう情報は、送る内容が変わったとか、送り方が変わったということではなく同じ条件でやりとりしているということですね。

【澤田課長】回答する項目は、年度を経て若干変わっておりますが、通信手段、方法手段は変わっておりません。

【村上委員】その際、名前やコードはつけないでということですか。

【澤田課長】性別はつけます。

【村上委員】それでやり取りがわかるのですか。

【澤田課長】国の機関は、Aさんが、こういう状態で、こういう認定を受けたということは必要ではなくて…。

【向田会長】単なる統計ですね。

【澤田課長】トータルの統計と、例えば、石狩市だけではなくて他の212市町村のデータを集めた北海道のデータとしては、1次判定と2次判定との差が青森県より大きいとか、石狩市と北広島市とでは違うとか。国は、他の都道府県との統計的な比較は必要であるということで。

【村上委員】項目のNo.1～4は、特定の方がわかるような並びですよね。

【澤田課長】これら全部で1人分です。

【村上委員】これがわかるということにびっくりしました。

【酒井委員】ネットで組んで送信するのですか。

【澤田課長】最初は、調査票へのデータの打ち込みです。調査票自体は、個人を調査する調査員という者がおりまして、この調査員がそこの家などを訪問して取って

きた情報項目は、マークシートにチェックされてから、OCR という機械でソフトの中に呼び込みます。それからコンピューターが一次判定で要介護度 1 という判定を行い、認定審査会という会議にかけて 2 次判定を行って、コンピューターの 1 次判定は要介護度 1 という判定だったけれども、審査会は 2 と判定したという結果も含めて後日送信します。

【酒井委員】国からきたソフトに打ち込むのですね。

【澤田課長】データを打ち込んで、フィードバックしてあげる。

【矢吹副会長】何らかの拍子に、国が被保険者番号を知ったときに、そこにある情報から個人を特定できるのですか。

【澤田課長】それはできない。

【酒井委員】マークシートを打ち込む段階で、被保険者番号が入ってこないのではないか。

【村上委員】被保険者番号の一覧表はあるのか。被保険者番号の一覧表はあるのですね。

【澤田課長】市町村コードはあります。

【村上委員】保険者コードというのは、市町村コードですか。

【澤田課長】そうです。

【向田会長】国の方で、どのような扱いがなされているかわからないからですね。国が一番危ないです。

【酒井委員】個人は特定できないと思いますが…。

【村上委員】意図的にやればできるのではないかね。推定でやればできるのは…。

【向田会長】難しいと思います。

【矢吹副会長】石狩市の規模では難しいでしょう。小さなところだったら年齢性別がわかっていると、特定できるけど。

【澤田課長】今、被保険者は 1 万件を超えてます。これは、認定申請された方の数で、65 歳以上の高齢者には、被保険者証をお配りしております。平成 12 年 4 月 1 日からは 65 歳以上の方には、随時番号をつけさせていただいております。今、65 歳以上の方が 1 万人いるかと言いますと、そうではなくて、死亡、転出された方の番号は二度と使いません。この番号は、合併するとまだ増えます。

【酒井委員】番号だけでは確認のしようがないと思いますが…。

【村上委員】他の市町村ではどうですか。同じことが作業としてあると思いますが、その場合、被保険者番号は伏せてやっている訳ですね。

【澤田課長】取り扱いは同じです。

【村上委員】個人情報として取り扱う認識があるかどうか。平成 12 年からそのような認識はありましたか。

【澤田課長】他の市町村の動向はわかりませんが、平成 12 年当時には、石狩市介

護保険課としては当時個人情報という認識がなく審査会にはかけていませんでした。今春、法律改正によりその取り扱いがわからなく、これが個人情報にあたるかどうかかもわからなかつたが、本日かけさせていただいてご判断を…。

【矢吹副会長】この被保険者番号というのは無作為にふっているわけですね。

【澤田課長】最初に番号をふったのは、平成11年11月からで、その時は、ランダムに取り扱いましたが、平成12年4月からは65歳に到達した1番からの番号をつけており、ご夫婦でも連番ではない。ばらばらになっております。

【向田会長】個人情報保護法にいう個人情報かどうか微妙というところではあります、こういう形でオンラインが結ばれていれば、何らかの形で諮詢は必要だと思われます。

国がどういうふうに使っているかはわかりませんが、そういうことも念頭に入れて、認定を行うためには必要な情報ですから、石狩市個人情報保護条例第11条第2号の規定によりまして、確認的に認めてよいのではないか。

【矢吹副会長】石狩市個人情報保護条例第11条ですか。2項ですか。項か号かの問題なのですが。

【澤田課長】申し訳ございません。

【向田会長】第2項ですね。第11条第2項ですね。実施機関は、オンライン結合による個人情報取扱事務に係る個人情報の実施機関以外のものへの提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。ということで2項ですね。

文書についての間違이がありましたけれども、諮詢については、如何ですか。よろしいですか。では、後程その旨を答申したいと思います。

続きまして、学校給食について。

【新井センター長】「児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について」ということで、資料の9ページから10ページについて、学校給食センター長の新井がご説明いたします。

学校給食センターでは、1日に5,260食を児童・生徒及び教職員に提供しておりますが、これに要する食材の購入費につきましては、学校給食法第6条第2項の規定に基づき、保護者などが学校給食費として負担しており、これらの収納状況については、学校給食センターにおきましてコンピューターにより管理しております。

教育委員会学校教育課で作成した新入学児童、平成17年度511名の名簿の作成により当該児童及び保護者の氏名、住所を記載した個人情報と学校より提出される学年及びクラスを記載した児童名簿に基づき「生徒マスター」の作成を情報処理業者に委託し、これにより保護者から「学校給食費を支払うための金融機関の届け出」を求め、さらに学校給食センターにおいて「毎月の収納状況の管理」及び「滞納者に対する支払いの催告」の業務を処理するために当該個人情報が必要となると

ころでございます。

なお、提供された個人情報により作成された「生徒マスター」については、児童・生徒が学校給食費を完納し、転出及び卒業、若しくは転出及び卒業後において学校給食費の滞納が解消されるまで、これを個人情報として使用します。

なお、提供された個人情報の取扱いについては、情報処理業者が「生徒マスター」の作成のために使用しますが、業務委託の契約に当たっては、契約条項の中に守秘義務を課すとともに、再委託並びに複製などの禁止、さらには提供されたデータの返還の義務付けを明記し、外部にはこれらの情報が漏洩されないよう情報処理業者を指導いたします。以上でございます。

【向田会長】10ページ目を簡単に説明して下さい。

【新井センター長】学校給食費収納管理業務フローでございます。上の方には、学校教育課、これには内容といたしまして、新入学児童名簿を学校教育課が持っております。この中身といたしまして新入学児童及び保護者の氏名と住所でございます。それから学校の方では、児童名簿を持っており、新入学児童の氏名、学年・クラスのデータがございます。それに基づき「生徒マスター」の作成業務を情報処理業者に委託するわけでございますけれども、成果品といたしまして、私「新井春夫」は、石狩小学校1年1組ですと、毎月の給食費小学生は4400円で、毎月の支払い4400円と給食費の引き落としの指定金融機関として○○銀行花川支店と、市内の金融機関に限らせていただいております。それを委託しまして給食センターに成果品として上がってきます。これに基づきまして保護者が銀行に入金しますので、私どもは、市内の金融機関に引き落としを依頼いたします。そうしますと、引き落としの結果が給食センターに戻ってきます

下段の方に移らせてもらいますけど、上段で支払い済みということになり、給食センターの取り扱いといたしましては、転出・卒業の段階で、生徒マスターを破棄します。

下段の滞納の場合は、家庭を回るなりして、文書などで支払いの催促をいたします。また、滞納者が、転出・卒業の場合は、支払っていただく場合は、完納になり、当該生徒マスターは、破棄ということになります。

【向田会長】滞納者が支払わない場合、マスターはどうなりますか。

【新井センター長】マスターは永遠に残りますが、不能欠損や時効の場合は、消滅いたします。

【向田会長】大体どの位で。

【新井センター長】不能欠損の場合は、その取り扱いの基準を作りまして、卒業してから5年間で、これは税金と同じ取り扱いとなり、不能欠損といたします。

【向田会長】どうぞ、ご自由に発言してください。

学校教育課と学校の持っている情報を集めることなので目的外となりますね。これは10条、5号ですね。審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の

理由があると認めて利用し、又提供するときとあります。

学校給食費は、金融機関の引き落としになっているのですか。石狩市はいつ頃から実施しているのですか。

【新井センター長】平成元年から実施しております。

【向田会長】その前までは、先生方が徴収していたのですか。

【新井センター長】学校徴収で、名簿があったので、学校で徴収してセンターに持ってきます。

【矢吹副会長】振込み依頼書をもらうのですか。

【新井センター長】そうです。

【矢吹副会長】振込依頼書の記載事項は、子供の名前とか全部書いてあるのですか。

【新井センター長】書いてあります。保護者の氏名もですね。

【酒井委員】振込依頼書は、子供の名前は出てこないのです。

【新井センター長】郵便局は一部出てきます。

【矢吹副会長】振込依頼書は親の名前だけですね。

【新井センター長】郵便局は出てきます。

【矢吹副会長】振込依頼書に基づいて作れば済むことであって、学校教育課の情報に基づいて作る必要はなくなるという話がある。

【新井センター長】給食費の収納率は100パーセントではないし、一部保護者については出してこないのもございます。やはり100パーセント補足しなければならないところがございます。基本は、振込みなのですが。

【矢吹副会長】応じない人もいるわけですね。

【向田会長】結構いるのですか。何か話題になったことがあったと思うのですが、この審査会ではなかったですか。何か聞いたことがある。

【酒井委員】卒業した親子さんが、うちは払わなかつたから、あんたも払わなくていい。

【向田会長】どこかで話した気がします。

【新井センター長】今年の3月ですね。札幌簡易裁判所に支払督促の申し立てをしました。

【村上委員】マスターは一括されたソフトとして捉えていいのか。

【新井センター長】はい、そうです。

【村上委員】学年で、未納の者、滞納の者がいると、そのマスターは廃棄されないで、全部残るのでですか。

【新井センター長】滞納者の分だけ残ります。その個人だけが残ります。他の人が完納していれば残りません。

【酒井委員】消すといつても学年でいる以上は消えないのではないですか。

【新井センター長】卒業するまでです。

【酒井委員】毎月、毎月納付するわけだから…。

【村上委員】卒業して終われば消えて、滞納者の個人のマスターだけが残るということですね。

【向田委員】5年間。

【村上委員】業者に課した守秘義務と…。

【新井センター長】提供したデータの返還でございます。終わったら返して下さいということです。

【矢吹副会長】入力終わったら返して下さいということですね。

【向田会長】業者は、それについて縛りを受けていますから。

【矢吹副会長】32条ですね。実施機関から個人情報を処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた事業者は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

【村上委員】逆のことを考えたのですが、払わない人が多いということで、以前に議論がありましたが、最初に個人契約して払って下さいということで、事前にいわゆる個人情報について承諾を得るという方法があります。各個人にどこまで情報を出して良いかどうかという。そういう発想からして全体を捉えてやらなくては、作業として業者に委託して一括してということが問題です。そういうことはありえませんか。

【新井センター長】私どもは、未納・滞納者に電話します。家にも訪問します。やはり反応を示してくれないと、留守ですと、当然文書を置いてくるのですけれども、

【村上委員】個人個人の契約の問題かなと、私はそう思う。

【向田会長】出てこない場合は、徴収というかコストがかかる。

【矢吹副会長】ひとつは、そもそも教育委員会が作る名簿というのは、給食という関係でどう理解するかという問題で、給食も学校教育の一環だから、教育委員会が作った名簿を給食に使って何が悪いのと。それも、目的の内だろうといえるかどうかということがあります。

【新井センター長】そうですね。

【村上委員】いろいろな名簿を出してはいけないと言いますが、教育現場では、各家庭に子供の個人情報については、これについては出してもよい、これについては出してはだめ、入学の時、契約をとってはどうか。その方がはっきりするのではないかですか。

【矢吹副会長】学校給食は○とか

【村上委員】学級名簿については×。

【酒井委員】それについては「いや」と言われると、やると大変ですよ。ひとりのために・・・。

【村上委員】個人情報の希望からいったら、そうやった方が一番よい。

【酒井委員】中には変わった方もいますから。

【村上委員】変わったら、変わったで…。

【酒井委員】そのお蔭で、全体の事務がままならなくなります。

【向田会長】徴収するために、給食費の2倍くらい人件費を掛けてやるのかということになります。

【新井センター長】それと、学校現場で一番困るのは、申し込みがあっても支払いがない、それだったら給食を提供しなくてもよいのか。やはり、義務教育という観点からは、提供しなければならない。これが逆に義務教育でないという論議であれば、可能であると思いますけれども、義務教育という観点から捉えた場合、やはり私どもは、給食を提供して、児童・生徒が食べましたということになれば、それはいただきますよということになりますので…。

【矢吹副会長】義務教育の中だからそもそも目的のあたりで、学校教育の目的の中でもあるという議論…。

【村上委員】私もそうですね。別扱いにしなくてもよいのではないか。むしろ、学校現場の中で、個人情報の取り扱いについて、親とどのように交わしたら良いかというふうに思ったりもしたのですけれども。

【矢吹副会長】確認をしておいた方がよいですから。

【村上委員】目的外使用でどうですかということですね。

【向田会長】第10条では、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報をその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかにも該当するときは、この限りではない。ということで、第10条5号の審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

これも灰色ですね。学校給食というのが本当の教育なのかというと、「うーん」という感じもするし…。

【村上委員】前に戻って、青少年育成サポートの場合は、目的外ではないですね。情報提供、警察との連携で子供の情報を出すという以前に…。

【向田会長】10条5号に該当ですね。

【矢吹副会長】学校給食を教育の一環と位置付けてしまえば、目的外ではなくて、目的そのものになってしまします。要するに、警察に言えと言ったら、警察目的と学校教育目的とは別ですから、教育と警察行政は別だから、目的外だと思います。給食は学校教育と関係ないと言われれば、目的外ですけど…。

【酒井委員】限りなく目的内に近い。

【矢吹副会長】目的内に近いと思う。

【向田会長】学校教育がそうだとしても、金融機関からの引き落としとなると、別の問題もあるかと思いますが。念のために、確認しておきたいということですね。

【酒井委員】問題ないのではないですか。

【向田会長】よろしいですか。この案件につきましては、学校給食費収納管理業務

への個人情報の利用につき、これでよろしいということを受けて答申いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

## ○その他

【向田会長】それでは、報告事項についてお願ひいたします

【藤田参事】資料の 11 ページになりますが、私の方から平成 16 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきまして、ご報告させていただきます。

まず、上段の表でございますが、情報公開制度につきましては、利用件数は 2 件となってございます。請求ごとに整理番号を付しております、それぞれ請求に係る公文書の名称等をお示しし、その右側の欄にその内容を記載してございます。

整理番号 1 につきましては、市長部局と教育委員会の両部局にまたがる請求案件となっておりまして、請求内容は、市立保育園・幼稚園・小中学校で行われた歯科検診の結果の書類でございまして、その決定内容は不存在となっております。

次の整理番号 2 につきましては市長部局への申請となっておりまして、住居表示の新旧対照表で、これにつきましては、全部開示となっております。

情報公開制度の実績につきましては以上でございます。

次に下段の表でございますが、個人情報保護制度の利用状況についてでございますが、3 件ございました。いずれも実施機関は、市長部局となっており、開示請求件数 3 件に対し、全部開示が 2 件、文書不存在が 1 件となっております。請求内容の内訳といましましては、自己の土地の売買契約の内容の関係が 2 件、住民票の請求履歴についての開示請求が 1 件でございます。

個人情報保護制度の利用状況については以上でございますが、情報公開・個人情報保護制度の双方を通じまして、平成 16 年度において異議申し立てはございませんでした。

以上で、実績報告を終わらせていただきます。

【向田会長】ありがとうございました。

ちょっと、質問したいのですけど、情報公開制度の 1 番目ですけど、歯科検診の結果の書類ですが、この資料を要求してきたのですか。

【藤田参事】簡潔にまとめさせていただいておりますが、こちらの公文書名のデータ項目のすべてについて請求がなされたということでございます。

【向田会長】どれか一部の情報はあるのですか。不存在というのは…。

【藤田参事】どのようにお答えしていいのか苦慮しておりますが、情報公開制度の形で請求されると、この要件、この要件ということで、要件が全部備わっているかどうかということになって、市長部局と教育委員会部局とまたがって請求され、どういう状況で不存在というこにしたのかということですが…。

例えば、統計的にまとまったデータがあれば、通常であれば、すべてのリクエストにはお応えできませんが、例えば、こういう形でお示しするのも可能ですが…。

そういう日常的な市民と行政のやりとりが必要で、今後の制度運営の上で必要であるマインドではないかと…。

【向田会長】 そうだと思います。そういうふうにしていただけなければ、制度の意義がなかなか發揮できないと思います。

それから、個人情報の3番目、「住民票の履歴」も不存在。もし説明ができなければ結構ですが…。

【藤田参事】 詳細は、控えさせていただきますが、住民票の閲覧ということで、社会的に色々と誤解も生じている場面もございますが、ご自分が石狩市に居住しているということが何らかの方法で知られたということで、どういう形のルートによつて知られたのかということに疑問・関心をもっている人がおられまして、住民票が請求された履歴、いつ、どなたがということで、それを調べてくれということでありまして、これを市民課の方で受けて、その履歴を閲覧し、石狩市の方に住民票の請求がなかったという意味で、不存在です。

【矢吹副会長】 一般論としては、こういう形の請求書が残っているけれども、この方の分は、請求がなかったから「なかった」ということです。

【向田会長】 質問があつたらどうぞ。

【村上委員】 毎年この程度か、2件とか3件とか

【藤田参事】 例年、この程度です。

【向田会長】 特になければ、答申したいと思います。

=答 申=

平成17年7月21日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向田直範

平成17年7月21日付石介護第118号をもって諮問がありました、「要介護支援ネットワークシステム（オンライン結合）」による厚生労働省への介護認定情報の提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成17年7月21日

石狩市教育委員会

教育長 四 宮 克 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 向 田 直 範

平成17年7月21日付石教給第29号をもって諮問がありました、児童・生徒に関する個人情報の学校給食費収納管理業務への利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉会

【向田会長】

今日の予定していた議題・報告は、以上のとおりです。

ところで、次回の審査会の開催は、いつごろになりますか。

【白井部長】まだ、決まっておりません。

【向田会長】

そうですか。今日、気づきましたが、資料の中で、答申（案）と表記するのは適切ではないと思いますので、次回からは（写）としていただきたいと思います。

以上で今日は終わります。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成17年8月10日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印